

特定建築物等定期調査(12条点検)

■「建築物」の定期調査



3年に1度の頻度で建物内部、外部および敷地に危険な損傷や劣化がないかを確認します。

10年に1度の頻度で対象の外壁の全面打診調査を行う必要があります。(赤外線カメラによる調査も可能)

■「建築設備」の定期検査



1年に1度、給排水設備・換気設備・非常用照明設備に異常がないか点検を行います。

■「防火設備」の定期検査



1年に1度、防火扉やシャッターが正常に作動するか点検を行います。

確かな現況調査で建物の
定期調査報告書を作成します。



コンステックグループ
株式会社建設環境コンサルティング <https://www.consin.co.jp>

・東京支店 (03)6450-0731

・大阪支店 (06)4791-3151

・福岡支店 (092)434-9055

札幌・仙台・千葉・横浜・名古屋・松山



【特定建築物等の定期報告制度とは】

一定の要件を超える建築物（不特定多数の人々が利用する建物）は、火災や地震などの災害や老朽化による外壁の落下等が起こると大きな被害が発生するおそれがあります。

このような事故を未然に防ぐための制度が定期報告制度であり、建築基準法では、安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物、建築設備、防火設備及び昇降機や遊戯施設等について、その所有者（又は管理者）は定期的に専門の技術者に調査・検査を行わせて、その結果を特定行政庁に報告するよう義務づけています。【建築基準法第12条】

- ・ 「建築物」の定期調査
- ・ 「建築設備」の定期検査
- ・ 「防火設備」の定期検査

●対象の建物(用途)

ホテル、旅館、
下宿、共同住宅

物品販売業を営む店舗
(百貨店、マーケット)

病院、有床診療所

飲食店、カフェ

劇場、映画館

博物館、美術館

学校、
学校に付属する体育館

公会堂、集会場
(結婚式場、葬祭場等)

グループホーム、老人ホーム、
サービス付高齢者向け住宅等

スポーツ施設(体育館、ボーリング場、
プール、スポーツの練習場等)

※政令と特定行政庁が定めた規模や階数の条件を満たす建築物